

神戸市外国語大学・神戸市立工業高等専門学校  
共同研究準備支援制度要綱

1. 目的

神戸市外国語大学・神戸市立工業高等専門学校共同研究準備支援制度（以下「本制度」という。）は、神戸市外国語大学（以下「神戸市外大」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「神戸高専」という。）の教員による共同研究を促進し、両機関の強みを生かした学際的研究の発展及び競争的研究資金の獲得を支援することを目的とする。

特に、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）をはじめとする国内外の競争的研究資金への再チャレンジや新規申請を支援し、研究活動の継続的発展に寄与する。

2. 申請要件

本制度は、次の2区分により申請を受け付ける。

(1) 第1区分（科研費再チャレンジ支援枠）

神戸市外大及び神戸高専の専任教員、特任教員又は客員研究員のうち、各機関につき1名以上を含む研究メンバーによるもので、本制度の申請年度と同一年度に科研費に応募し不採択となった研究課題を対象とする。研究メンバーには、神戸市外大又は神戸高専に所属しない者を含むことができるが、本支援金の配分対象は神戸市外大又は神戸高専の専任教員、特任教員又は客員研究員に限るものとし、当該機関以外の者に本支援金を配分することはできない。

(2) 第2区分（共同研究準備支援枠）

第1区分の採用決定の後、予算に余裕があるときに限り、本制度支援期間以降に国内外の競争的研究資金（科研費に限らない。）を申請する予定である研究課題を対象とし、初期段階の共同研究活動を支援する。この場合も、神戸市外大及び神戸高専の専任教員、特任教員又は客員研究員のうち、各機関につき1名以上を研究メンバーに含まなければならない。研究メンバーには、神戸市外大又は神戸高専に所属しない者を含むことができるが、本支援金の配分対象は神戸市外大又は神戸高専の専任教員、特任教員又は客員研究員に限るものとし、当該機関以外の者に本支援金を配分することはできない。

3. 支援額及び支出対象経費

(1) 支援額は、1件あたり上限20万円とする。

(2) 支出対象経費は、物品費（図書を除く。）、旅費、謝金、その他研究遂行に必要な経費（学内コピー費を除く。）とし、手続き等は各研究メンバーが所属する機関の個人研究費に係るマニュアル類に準じるものとする。

4. 支援期間

本制度への申請の翌年度4月1日以降の支援金配分日から当該年度の3月31日までとする。

5. 申請方法

指定の募集期間内に、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 第1区分の場合：本制度の申請要件を満たす研究課題は、自動的に本制度に申請されたものとみなし、追加の書類提出は不要とする。経営班企画担当は、対象者に申請を受け付けた旨を通知するものとする。
- (2) 第2区分の場合：指定の募集期間内に、共同研究準備支援金申請書（所定様式）を経営班企画担当に提出するものとする。

#### 6. 支援対象者の決定

以下の審査基準を基に理事長が採用を決定する。

- ・各研究メンバーが研究上の役割を担い、神戸市外大及び神戸高専の連携の活性化が期待されるか。
- ・文理横断・分野横断を促進する研究であるか。
- ・新たな知の創出や社会課題解決への貢献の可能性はあるか。
- ・国内外の競争的研究資金の申請が見込めるか。
- ・経費計画は妥当であるか。

#### 7. 支援決定者の義務

- (1) 支援期間終了後、支援期間翌年度の4月20日までに所定の報告書を経営班企画担当に提出するものとする。
- (2) 第1区分の支援を受けた者は、支援期間中又は支援期間終了後1年以内に科研費へ再応募すること。
- (3) 第2区分の支援を受けた者は、支援期間中又は支援期間終了後1年以内に国内外の競争的研究資金（科研費に限らない。）へ応募すること。

#### 8. その他の支援条件（留意事項）

- (1) 支援金は翌年度へ繰り越すことができない。
- (2) 本要綱に定めのない事項については、理事長が決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、2026年5月1日から施行する。
- 2 2026年度に支援金を配分する研究課題に限り、第2区分のみで申請を受け付ける。このとき、第1区分と第2区分との間における申請時期及び予算配分の順序に係る規定は適用しない。
- 3 2026年度に支援金を配分する研究課題に限り、支援期間は2026年4月1日以降の支援金配分日から2027年3月31日までとする。